

安倍政権下の労働法制・雇用政策

浜村 彰

はじめに

- 1 小泉構造改革路線と第1次安倍政権の失敗
- 2 アベノミクスの変容と規制緩和路線の維持
- 3 アベノミクスの国家主義と統制経済的性格
- 4 安倍政権の軸足なき労働法制・雇用政策
むすびにかえて

はじめに

2006年の第1次安倍政権のときからアベノミクスという言葉は使われていたが、2013年からの第2次安倍政権ではその意味が大きく異なっている。第1次政権のそれは、小泉元首相の後継者として「小さな政府」路線を引き継ぎ、財政支出の削減と規制緩和による成長という市場原理主義的な構造改革路線を基本的に踏襲するものであった。

これに対し、第2次政権のアベノミクスは、政策スローガンとしてデフレ脱却を前面に押し出し、第1次政権のマネタリズム路線とは反対に「大きな政府」を目指しているかのようにみえる。後述するようにアベノミクスの「大胆な金融政策」と「機動的な財政政策」の2つの矢は、ケインジアン政策そのものであるし、賃上げ要請をはじめ景気回復のために首相自らが直接市場に介入することをいとわない政治姿勢は、市場原理主義とは相容れないものといってよい。しかも、2016年の参議院選挙が近づくと、新自由主義的な規制緩和路線をほぼ封印し、「一億総活躍社会」を看板にして、とりわけ労働法制や雇用政策については、同一労働同一賃金原則の導入や長時間労働の是正などを打ち出すという、あたかも規制強化に舵を切り替えたかのような変わりようである。同選挙で大勝した後も、この2つを主な内容とする「働き方改革」を「ニッポン一億総活躍プラン」の政策上の目玉としている。

いったい、安倍政権あるいはアベノミクスの労働法制・雇用政策の本来の軸足はどこにおかれているのか。昨年まで「日本再興戦略改訂2015」で掲げられていた「高度プロフェッショナル制度の早期創設」と「解雇の金銭解決制度の導入」といった規制緩和路線は、いったいどこに消えたのであろうか。

本稿では、こうした安倍政権下の労働法制・雇用政策の特徴と変容を安倍個人の政治理念と関連

付けながら分析し、その雇用・労働法政策の問題点を批判的に検討することにしたい。

1 小泉構造改革路線と第1次安倍政権の失敗

バブル景気崩壊後日本経済が長期低迷状態に陥っている中で2001年に登場した小泉政権は、「構造改革なくして景気回復なし」をスローガンに掲げ、新自由主義的経済学を理論的支柱にして市場原理を重視する規制緩和路線を押し進めた。すなわち、規制撤廃・改革を通じた市場原理の徹底と雇用の流動化によって、従来の規制で守られてきた効率性の低い衰退産業からより効率性の高い成長産業へ資源と人材が再配分されることにより、経済全体の効率化が図られ、供給能力や生産性が高められると同時に、それが新たな消費や投資を生み出して持続的な景気回復が図られるとするものである。この構造改革路線に対しては、当時の日本経済の長期低迷の原因は、サプライサイドの非効率性（供給能力の低下）や生産性の低下によって生じたのではなく、デフレギャップ、すなわち総需要不足が原因だから、それを喚起させるためには規制改革ではなく、大規模な財政支出のほかに積極的な金融政策を展開すべきと主張するケインジアン⁽¹⁾の経済学者も少なくなかった⁽¹⁾。

たしかにこの小泉政権時代に「いざなぎ景気」と呼ばれる戦後最長の好景気が実現されたが、それがはたして断行された構造改革＝規制緩和によってもたらされたのか、それとも不良債権を抱えた金融機関に対する多額の公的資金の注入と中国や新興国の景気拡大がもたらした特需によるものなのか、という点についてはエコノミストの間で論争のあるところである。また、この「いざなぎ景気」は、実質経済成長率が平均2%弱と低く、実質賃金も低いままで消費者心理が改善しなかったことから、「実感なき景気回復」といわれたことも周知の通りである。それにくわえて、「勝ち組・負け組」やワーキングプア、ネットカフェ難民という言葉に象徴されるように、この時期に社会的格差が拡大し、若者の「新しい貧困」が大きな社会問題となったことは記憶に新しい。

そうした中で、小泉政権の後継として2006年に登場した第1次安倍政権は、経済政策については、一応「小さな政府」路線を引き継ぎ、財政支出の削減、公共投資の縮小、規制緩和の推進を中心とするマネタリズムの市場原理主義的政策を基本的に継承するものであったし、労働法制や雇用政策についても、ホワイトカラーエグゼンプションや解雇の金銭解決制度の導入を提起するなど、労働法の規制緩和を志向する点でも同様であったといえる。しかし、当時の安倍個人の言動をみると、もっぱら関心を持っていたのは、経済政策ではなく、「戦後レジームからの脱却」という政治スローガンに象徴されるように、第2次大戦敗戦後の占領軍統治下で制定された日本国憲法にもとづく戦後体制を変革し、「強い日本」を日本人の手に取り戻すことにあった。

実際、安倍首相の個人的マニフェストというべき『美しい国へ』では、「自立する国家」とか「ナショナリズムとは何か」、あるいは「教育の再生」という章が建てられているものの、経済政策についてはほとんど触れられていない。また、これからの日本経済のあり方については、「古来、朝早く起きて、汗を流して田畑を耕し、……秋になれば天皇家を中心に五穀豊穡を祈ってきた、

(1) この小泉構造改革とその批判をめぐる当時の経済学界の論争について、詳しくは拙稿「構造改革と労働法制」日本労働法学会誌103号（2004年）105頁以下参照。

『瑞穂の国』にふさわしい資本主義や市場主義を目指したいという復古主義的な考え方が表明されているにすぎない⁽²⁾。こうした言説からすると、安倍という政治家個人は、経済学的知見に乏しいのはともかくとして、本質的には経済政策についてあまり関心を持っていないのではないかとの印象をぬぐえない。

いずれにせよ、第1次安倍政権は、「戦後レジームからの脱却」や「自主憲法の制定」という国民意識からかけ離れた政治目標を設定する一方、経済政策や雇用・社会政策などについては、小泉政権の新自由主義的規制緩和路線を踏襲するだけで、独自色も、さしたる功績も残せないまま、翌年の参議院選挙の惨敗の後、わずか1年足らずで政権から降りることになった。その意味で、第1次安倍政権においては、労働法制・雇用政策について特筆すべき点はほとんどなかったといつてよい。

2 アベノミクスの変容と規制緩和路線の維持

これに対し、民主党政権の失速後に再度登場した第2次安倍政権は、第1次政権のときとうって変わって、「デフレ脱却」をスローガンとする経済政策を前面に打ち出す。同じアベノミクスという言葉を使っているが、それはもはや小泉政権由来の市場原理主義にもとづく構造改革路線ではない。新たなアベノミクスを象徴する3本の矢のうち、第1の矢の「大胆な金融政策」と第2の矢の「機動的な財政政策」は、先述したように小泉政権時代にマネタリストの新自由主義的な構造改革路線に反対してケインジアン唱えた経済政策にはかならないからである。

第1の矢である「大胆な金融政策」すなわち日銀による異次元緩和は、ニューケインジアン金融政策を理論的基礎にしているといわれる⁽³⁾。中央銀行による大量の資金の市場供給によってインフレを作出し、消費者の購買意欲や企業の設備投資を誘発して総需要を喚起させようとするものであるから、サプライサイドの供給能力を高めようとした小泉構造改革路線やそれを継承した第1次安倍政権の経済政策を大きく転換するものといつてよい。

また、第2の矢である「機動的な財政政策」は、ケインズ政策の中核をなす大規模な公共投資による財政刺激策であって、かつての自民党の伝統的なバラマキ政策を復活させるものであるから、財政支出の削減を掲げた構造改革路線と正反対の方向を目指すものといえる。

つまり、アベノミクスの第1、第2の矢は、サプライサイドの新自由主義あるいは市場原理主義的経済政策から、デフレギャップ解消のために総需要を喚起することを目的とした大量の資金供給と財政支出を柱とするケインズ主義的政策に転換したことを意味している。誤解を恐れずにいえば「小さな政府」路線から「大きな政府」路線にシフトを変えたともいえるのである。

ところが、労働法制や雇用政策に直接関わる第3の矢である「民間投資を喚起する成長戦略」に限っては、なぜか小泉構造改革を継承した新自由主義的性格を維持している。その本質は、安倍首

(2) 安倍晋三『美しい国へ』（文春ウェブ文庫、2012年）。

(3) 服部茂幸『アベノミクスの終焉』（岩波新書、2014年）iv頁。

相の言葉を借りれば、日本を「世界で一番企業が活躍しやすい国」⁽⁴⁾ にすること、つまり、労働法をはじめとした企業活動の足かせとなる各種の規制を緩和することによって企業活動をより自由に、その収益性を上げようとするものである⁽⁵⁾。

このようにアベノミクスは、経済学的にいえば相対立する2つの経済政策、つまりケインズ主義的経済政策とそれに対立するフリードマンらの市場原理を重視した新自由主義的経済政策をゴツ煮にしたもので、そこには明確な経済政策上の理念が存在していない⁽⁶⁾。クルーグマンの言葉を借りれば、経済学の「正統派の理論を無視する」⁽⁷⁾ 政策をとったものともいえる。とはいえ、「デフレ脱却」のスローガンの下に日本経済を再生させるための方策として、この2つの異なった系譜の経済政策を合成することはありえないことではない。第1、第2の矢によって市場への大量の資金供給と公共投資を拡大することによって消費や設備投資などの総需要を喚起させつつ、同時に規制緩和を通じて企業の生産性や供給力を高めれば、日本の景気全体を押し上げることも可能というからである。そして、次に見るように安倍首相の政治理念が「強い日本」を取り戻す国家主義にあること、そのためには国力ともいえる日本の経済力を回復させることが最優先の課題であると考えたとすれば、3本の矢の論理的整合性は問う必要はないといえる⁽⁸⁾。

3 アベノミクスの国家主義と統制経済的性格

安倍首相の政治理念や政治的信条がナショナリズムあるいは国家主義であることはだれもが否定しないところである。安倍首相が、当初、占領軍の統治下で押し付けられた日本国憲法を象徴とする「戦後レジームからの脱却」をスローガンとし、前掲『美しい国へ』において「国の骨格は、国民自らの手で白地から作り出す。それで初めて真の独立が回復できる」として自主憲法の制定を悲願として掲げていたことはよく知られている。そして、同時に「日本を取り戻し、強い日本」を回復するには「ここ一番、国家のためとあれば批判を恐れず行動する」「闘う政治家」が求められるとし、そうした「闘う政治家」としての首相に権力が集中すべきと考えていることは、党内の異論を封じ込める官邸主導型の政治運営や議会軽視の政治姿勢を見れば明らかである。

そうした安倍首相にとって、独立国家としての強い日本を取り戻すためには、いちはやくデフレ経済から脱却し、日本の経済力を回復しなければならない、そのためには国家や政治指導者が前面に出てどのような経済政策や方策でも実行するという、強い信念があるのではないか。実際、いつとき円安が進行し株価が上昇したわりには、企業の設備投資と労働者の賃金上昇が期待したほど伸びないことが明らかになったときに、首相が前面に出て政労使会議を招集し、企業に対して直接賃

(4) 「第一八三回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説」(<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/183shiseihoushin.html>)。

(5) アベノミクスの雇用改革全体を批判的に検討したものとして、西谷敏ほか著『日本の雇用が危ない 安倍政権「労働規制緩和」批判』(旬報社、2014年)参照。

(6) 高橋伸彰・水野和夫『アベノミクスは何をもたらすか』(岩波書店、2013年)4頁。

(7) 毎日新聞2013年1月15日朝刊。

(8) 安倍の政治理念と経済政策の関係について詳しくは、拙稿「アベノミクスの雇用改革」『労働法律旬報』1865号(2016年)15頁以下参照。

金引上げの圧力をかける（官制春闘）と同時に、所得拡大促進税制を創設して企業が給与を増加させた分、一定割合を税額控除するという、労働組合もかたなしの露骨な経済介入を行なっている。また、金融の異次元緩和により円安が進行して輸出関連企業を中心に企業収益が増大したにもかかわらず、それを内部留保していっこうに設備投資に回さない企業や財界を公然と批判するしまつである。つまり、強い日本を取り戻すためには日本の経済力を強くしなければならない、そのためには経済政策としての一貫性や整合性は問わないし、そうした政策に従わない市場当事者に対しては国家が前面に出て市場原理に反した統制経済的介入も辞さない、という姿勢をあらわにしているのである。

その意味で、アベノミクスは、第3の矢で市場原理主義的な成長戦略を掲げてはいるものの、本質的部分では国家主義的あるいは権力者によるパターンリズム的統制経済的政策としての性格を色濃く持っているということが出来る。労働法制や雇用政策に関わる第3の矢の領域では、小泉政権以来の規制緩和路線を維持しているものの、安倍首相の国家主義的政治理念が投影しているアベノミクスにとっては、第3の矢は、第1、第2の矢と比べていかにも政策的な比重が軽い。また、労働法制や雇用政策に関わる法的規制の緩和は、「デフレ脱却」のためにすぐさま目に見える形の成果が出るわけではない。したがって、政策順位的には後回しにされる恐れがあったし、実際にも次に述べる労働者派遣法の改正以外にはこれといった成果が出ていないことから、一層の規制緩和を唱える一部のマスコミ（日本経済新聞）から執拗に批判されている。にもかかわらず、今年に入ってからこの第3の矢はどこかに忘れ去られたかのようなようである。

4 安倍政権の軸足なき労働法制・雇用政策

先に指摘したようにアベノミクスの第1、第2の矢と第3の矢の経済政策上相対立する性格は、「強い日本を取り戻す」ためには強い経済力を回復する必要があるというアベノミクスの国家主義的政策目標を基礎に据えれば、けっして両立しがたいものとはいえない。とはいえ、第1、第2の矢と比べて第3の矢は、アベノミクスに括られているものの、最も独自色が薄く、とくに労働法制や雇用政策に関わる規制緩和策としての労働者派遣法の改正やホワイトカラーエグゼンプション（労基法の時間規制の適用除外）、解雇の金銭解決制度の導入などは、安倍政権が登場する以前から規制緩和のターゲットに上げられてきたものである。また、政策理念としても、「岩盤規制の打破」というスローガンに象徴されるように、第3の矢に限っては小泉構造改革をそのまま踏襲した市場原理主義に立っていることは先に指摘した通りである。

事実、これらの第3の矢の中で唯一実現した2015年9月の労働者派遣法の改正は、企業の自由な活動を阻害する労働法上の規制はできるかぎり排除するという市場原理主義をそのまま体現するものといってよい。1985年制定以来何度も規制緩和の対象とされながらもかろうじて守られてきた派遣法の「常用雇用の代替防止」という規制原理がほぼ骨抜き化されたからである。今回の改正は、派遣労働者の保護や雇用の安定化を名目に、常用代替防止という規制原理にもとづく最長3年の派遣期間の制限がかえって派遣労働者の雇用継続の期待を損なうとして、派遣期間の制限を廃止または大幅に緩和している。つまり、派遣元に無期で雇用されている派遣労働者については期間制

限を撤廃し、有期で雇用されている派遣労働者については、派遣期間の制限を3年に統一しつつも、派遣労働者を3年ごとに課単位で移動させたり、3年ごとに派遣先の労働者の過半数代表の意見を聴いたりするだけで同一の派遣先で永続的に使用できるようになった。その意味で、改正法は、常用代替防止という派遣法の基本的な原理を放棄し、正規の直接雇用を派遣労働という非正規の間接雇用に置き換えることを推進するという点で派遣法をまったく別物に生まれ変わらせたといつてよい⁽⁹⁾。ところが、この法改正以降、安倍政権は、翌年7月の参議院選挙を睨んでか、労働法制や雇用政策に関する規制緩和策をほぼ封印してしまう。

昨年10月に発足した第3次安倍改造内閣は、新たに「一億総活躍社会」を看板にして、アベノミクスの新3本の矢を打ち出したが、①希望を生み出す強い経済＝名目GDP600兆円目標、②夢を紡ぐ子育て支援＝希望出生率1.8%目標、③安心につながる社会保障＝介護離職ゼロ目標を前面に掲げ、従来の成長戦略で挙げられていた労働法制や雇用政策に関わる規制緩和策を正面の看板から外してしまった⁽¹⁰⁾。もちろん、「『日本再興戦略』改訂2015」には、雇用制度改革の項目で「高度プロフェッショナル制度の早期創設」と「予見可能性の高い紛争解決システムの構築」＝解雇の金銭解決制度の導入が引き続き謳われていたし、「『日本再興戦略』改訂2016」においてもこの2つの項目が消えていないから、成長戦略の第3の矢が潰えたわけではない。

しかし、昨年末近くに出された一億総活躍国民会議「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（2015年11月26日）をみると、従来の3本の矢の経済政策を一層強化し民需主導の経済の好循環を確立すると冒頭に謳いつつも、雇用改革については継続的な賃金・最低賃金の引上げを通じて消費を喚起することと、働き方改革により誰もが活躍できる環境づくりを進めるといった抽象的なことしか掲げられていない。そして、年が明けてから、安倍首相は、盛んに「働き方改革」を唱え、その重要な柱として非正規雇用の待遇改善のための「同一労働同一賃金の実現」や「長時間労働の是正」を訴え始める。極めつけは、参議院選直前の本年6月に出された「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日閣議決定）である。そこでは、労働法制や雇用政策について「働き方改革」を前面に出し、「同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善」と「長時間労働の是正」を第1、第2の柱としたのである。前者は昨年の派遣法改正とは明らかに異なる方向を向いているし、後者は労基法の時間規制を撤廃する高度プロフェッショナル制度とは真反対のものといつてよい。そこでは小泉流の新自由主義的な構造改革路線は姿を消している。

そして、7月の参議院選で勝利した後、安倍政権は、9月に働き方改革担当相を新たに設け、官邸主導で「働き方改革実現会議」の議論をリードして年度内に具体的計画をまとめる予定とされている。その限りでは、少なくとも今年度中は、高度プロフェッショナル制度の国会審議は見送られ、解雇の金銭解決制度の導入も当分目途が立たない状況となったといえる。

安倍首相の「非正規という言葉がこの国から一掃する」という発言に象徴されるこうした現政権の労働法制・雇用政策に関する180度といつていいほどの大きな転換は、もちろん参議院選挙に勝

(9) この点について詳しくは、拙稿「これはもう労働者派遣法ではない」『労働法律旬報』1847号（2015年）4頁以下参照。

(10) 安倍晋三「アベノミクスの成否を問う『一億総活躍』わが真意」文藝春秋93巻14号（2015年）94頁以下参照。

つための票目当ての政策上の看板替えということができると同時に安倍政権の選挙に勝つためには、以前の政策との整合性を問わず何でもやるという雇用・労働法制に関する政策上の定見や軸足のなさを示すものといってよい。しかし、それだけではなく、安倍首相には国家主義以外に一貫した政治理念や政策的知見がないのではない。

労働法制や雇用政策の規制緩和を推し進め、安倍首相を後継者とした小泉元首相の構造改革路線には、少なくとも新自由主義や市場原理主義的な一貫性があり、その政治的姿勢についても、安倍首相と比べて右翼的でなく、タカ派色も弱いネオ・リベラル型ポピュリズムとしての性格を持つとされている⁽¹¹⁾。これに対し、安倍首相の場合は、「復古的国家主義プリンス」⁽¹²⁾と形容されるように、タカ派的国家主義者としての色彩がはるかに強い。そして、小泉元首相ほどに新自由主義的政策にこだわりを持っているように思われない（もちろん、小泉政権には竹中平蔵という強烈な市場原理主義的経済学者が政策を支えたのであるが）。

実際に市場主義的規制改革の司令塔とされた規制改革会議においては、政府の成長戦略の本丸といえる労働市場改革に積極的に関与しようとしたが、高度プロフェッショナル制度がたなごらしとなったように官邸にその声を聞き入れられなかったことから、むなしい徒労感が漂っているとされる⁽¹³⁾。また、別のマスコミ報道によれば、安倍首相の働き方改革の最大の狙いは経済成長の下支えであり、その背景には、少子化と高齢化に伴う人口減少社会への強い危機感があるという⁽¹⁴⁾。つまり、日本の経済力を回復させて強い日本を取り戻すことが国家主義者である安倍首相の何よりの政治目標であるとすれば、たとえこれまでの市場原理主義的規制緩和路線と正反対の性格を持つ政策であっても、それが経済成長の下支えとなる限りはなんら躊躇することなくそれを選択するということなのであろう。前述したように国家主義的政策目標のために相反する経済政策を採用したように、労働法制や雇用政策についても、まったく異なる政策を選択することをいとわないのである。その意味で、安倍政権下の労働法制・雇用政策は、国家主義でかろうじて括ることのできる「軸足なき政策」といってよいであろうし、そうである以上、その政策上の迷走は、首相任期3期目に入ってからもしばらく続くものと思われる。

むすびにかえて

すでに指摘したように、規制改革会議をはじめとした新自由主義的規制緩和路線が労働法制・雇用政策の改革の一丁目一番地としてきた解雇の金銭解決制度と高度プロフェッショナル制度については、「働き方改革」の取り組みが一段落しない限り、実現のめどは立たないものといえる。そのため、本稿ではこの2つの規制緩和策の具体的問題点⁽¹⁵⁾について詳しく論じることはしなかったが、後者の高度プロフェッショナル制度については一言いっておきたい。というのは、一部のマス

(11) 大嶽秀夫『日本型ポピュリズム』（中公新書、2003年）104頁、122頁以下参照。

(12) 中野晃一『右傾化する日本政治』（岩波新書、2015年）134頁。

(13) 日本経済新聞「かき消される進言 経済学界、安倍政権と溝」2016年8月17日。

(14) 朝日新聞2016年9月28日朝刊。

(15) 詳しくは、拙稿・前掲注(8)論文およびそこで引用されているその他の拙稿参照。

コミ（日経新聞）が、これを「脱時間給制度」という独自のネーミングをして、報道上のキャンペーンをしているからである。たとえば「働いた時間ではなく成果に対し賃金を払う『脱時間給』制度の新設は、労働生産性を高める労働規制改革の柱だ」という主張である⁽¹⁶⁾。

しかし、「脱時間給制度」というネーミングは、問題の本質から目を逸らさせる。高度プロフェッショナル制度は、たしかに成果主義的賃金制度の拡大を狙いとしているが、労働基準法改正としての最大の眼目は、一部のホワイトカラーについてはいえ労基法の労働時間規制を完全に撤廃することにある。それは残業代をゼロにするだけでなく、休憩なしに労働者を深夜にわたって際限なく長時間労働させることを可能とするものである。しかも、第1次安倍政権で廃案となったホワイトカラーエグゼンプションとは異なり、労働者に業務遂行の方法や時間配分についての裁量性を認めず、最近電通で過労自殺した新人女性社員の場合のように、休日を返上して成果が出るまで延々と働かせることができるようにする点が最大の問題なのである。

また、労働時間規制を撤廃する「脱時間給制度」は、必ずしも労働生産性を向上させるわけではない。時間規制を外したからといって、労働の成果としての付加価値が高まるとは一概にはいえないし、日本よりも労働時間規制が厳しいとされるフランスやドイツの労働生産性の方が日本より高いのである⁽¹⁷⁾。

労基法上の労働時間の規制には重たい歴史と憲法的価値（憲法27条の労働権保障）がある。労働者からそうした法的保護を奪うからには、それなりの法的根拠や価値が必要とされるのであって、「成果」や「労働生産性」を声高に叫ぶだけで足りるものではない。

（はまむら・あきら 法政大学法学部教授）

(16) 日本経済新聞 2016年3月30日朝刊。

(17) 日本生産性本部『日本の生産性の動向 2015年版』30頁。